

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドラインへの対応について

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の課題の一つとして位置づけ、経営企画部マネー・ローンダリング対策課を統括部署、マネー・ローンダリング対策委員会の委員長を統括責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る基本方針

豊川信用金庫（以下、当金庫）および関連会社は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、マネロン・テロ資金供与）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、以下の措置を講じ、金庫全体でのマネロン・テロ資金供与対策の態勢整備に取り組んで参ります。

1. 組織態勢

- (1) 当金庫のリスク管理の最終意思決定機関である理事会は、マネロン・テロ資金供与対策の重要性を理解し、その対策に主体的かつ積極的に取り組みます。
- (2) 当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策の担当役員、および統括部署を定めて一元的な管理態勢を構築し、関係部署連携の下、組織全体で横断的に対応します。またグループ会社におけるマネロン・テロ資金供与対策をグループ一体で整合的に管理し、グループ内での対応、情報共有に取組みます。
- (3) 当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策に関して役割および責任を明確にし、適切に対応できる態勢を整備します。

2. リスクの低減措置

当金庫は直面しているマネロン・テロ資金供与に係るリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. お客さまへの対応方針

当金庫は、適切な取引時確認を行い、お客さまの属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、定期的にお客さまの情報やお取引内容の調査・分析を行い、対応策を見直します。

4. 疑わしい取引の届出

当金庫は、営業店等からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい取引を適切に処理し、当局に宛てて速やかに疑わしい取引の届出を行う態勢を整備します。

5. 経済制裁および資産凍結

当金庫は、国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置（口座の解約）を適切に実施します。

6. 役職員の研修

当金庫は、全役職員のマネロン・テロ資金供与対策に関する知識・理解を深めるよう、継続的な研修を実施いたします。

7. 遵守状況の検証

当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策に関する遵守状況について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その結果を踏まえてさらなる態勢の整備に努めます。

8. お客さまからの理解促進

お客さまからの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ・営業店・ATM等を活用して、お客さまからの理解を得るための周知、広報活動に取組みます。

以 上

取引時確認、継続的な顧客管理についてのお願い

当金庫はマネロン等対策の一環として、従来よりも詳しい説明を求めたり、取引目的の確認、資産及び収入の状況等について資料の提出や質問への回答を求めたりする場合があります。また、口座を開設するなどの取引時以外にも、取引内容等に応じて、過去に確認したお客さまの情報（現在の住所や職業など。法人の場合は、事業内容や株主情報など）について、郵送書類や電話等で再度確認を求める場合があります。

こうした確認は、年々複雑化・高度化するマネロン等の手口に対抗できるよう、金融機関が行っているマネロン等対策の一環です。お客さまにおかれましては、マネー・ローンダリングや、テロ資金供与等の防止のために、また、お客さまの預金や資産を守るために必要な取り組みであることにつき、ご理解・ご協力をお願いいたします。